

◎民法の一部を改正する法律

(平成二五年二月一日法律第九四号)

一、提案理由(平成二五年一月二三日・衆議院法務委員 会)

○谷垣国務大臣 民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があつたことに鑑み、この部分を削除することにより、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等とするものであります。

なお、この法律案は、公布の日から施行することとしておりますが、この法律案による改正後の民法の規定は、最高裁判所決定があつた日の翌日である平成二五年九月五日以後に開始した相続について適用することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二五年一月二二日)

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民法の規定中、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所の決定があつたことに鑑み、当該部分を削除し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等としようとするものであります。

本案は、去る十一月十二日本委員会に付託され、翌十三日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑に入り、十九日、本案に対し、民主党・無所属クラブ及びみんなの党の共同提案により、戸籍法の規定中、出生届書の記載事項からテキシユツシまたは嫡出でない子の別を削除すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取しました。
昨二十日、原案及び修正案に対する質疑を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。
また、読み上げにあつて、先ほど、出生届書の記載事項から

嫡出子、これをテキシユツシと私が読み違えたことを補足させていただきます。

以上をもって御報告いたします。

三、参議院法務委員長報告(平成二五年二月五日)

○荒木清寛君 たいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民法の一部を改正する法律案は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除するものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、民法第九百条制定の経緯及び同条の合憲性に関するこれまでの判例、違憲立法審査権をめぐる司法権と立法権の関係、最高裁の違憲決定前に民法改正を行うことができなかつた理由、嫡出でない子に対する差別の実情、国際条約との関係及び国連からの勧告等に対する対応、生存配偶者の保護の在り方を始めとする相続法制についての検討の必要性、嫡出という用語の見直しの必要性、戸籍法改正を政府が見送つた理由及び改正の必要性、

民法の一部を改正する法律

嫡出でない子の出生の届出に係る運用の実情、選択的夫婦別氏の導入を始めとする平成八年の法制審査申で示された事項についての検討の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、民法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、戸籍法の一部を改正する法律案は多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。